

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 7年10月 7日

福島県南会津建設事務所長 伏見 聡

工事（委託業務）番号	第25-41360-0151号
工事（委託業務）名	道路橋りょう維持（補助）工事（橋梁補修）
質 問 事 項	
1. 設計書の施工第0-0007号表内の全項目が諸雑費算出の対象になるということでしょうか。 2. 床版補強防水仕様（施工 第0-0007号表）の見積歩掛内の諸経費5%は、労務費のみに掛かりますか、それとも全てに掛かっておりますか。ご教示願います。 3. 埋設型排水柵等設置に伴う排水管の設置について、伸縮装置補修工図（その3）の図面指示事項10）に、「排水管はサドルバンド・プラグレスアンカー等を使い、橋台等に固定すること。」となっておりますが、これを施工するには足場もしくは橋梁点検車等が必要になると思われますので、設計の変更協議で対応していただけますか。ご教示願います。 4. 当該工事を施工するには、交通規制図（参考図）のように国道121号側でも規制が必要になると思いますが、設計書では交通誘導警備員Bのみの計上となっております。交通誘導警備員Aも変更計上していただけますか。ご教示願います。 5. 工種によっては降雨、降雪、強風、外気温などの自然条件により施工できなくなります。これらの影響により工程進捗に遅れが出て、工期内完成が難しくなった場合は工期の延長をすることは可能ですか。ご教示願います。 6. 路面切削後、施工状況や天候等により夜間も片側交互通行となりますので、その際は変更協議により夜間の交通誘導警備員も計上していただけますか。ご教示願います。	
回 答 事 項	
1. 設計書の施工第0-0007号にある諸経費の算出対象は、労務費の合計額となります。 2. 上記1のとおりです。 3. 埋設型排水柵等設置に伴う排水管の設置については、別工事で実施する計画ですが、同時に行う必要があると判断された場合は、足場もしくは橋梁点検車等の計上について、福島県工事請負契約約款第18条に則り協議の対象とします。 4. 交通誘導警備員Aが必要と判断された場合は、福島県工事請負契約約款第18条に則り協議の対象とします。 5. 工期の延長については、福島県工事請負契約約款第22条に則り協議の対象とします。 6. 夜間の交通誘導警備員が必要と判断された場合は、福島県工事請負契約約款第18条に則り協議の対象とします。	